5

い

まちづ

県民め

国民健康保険税、

護保

各種

手当など

の算定の 源です。

険料、

1. 個人市・県民税申告相談受け付け会場と日程

	期日	受け付け会場	時間
2月 3月	7 日(水)	もちずり学習センター	午前9時30分~午後3時
	8 日(木)	蓬萊学習センター分館	午前9時30分~午後3時
	9日金	西学習センター	午前9時30分~午後3時
		土湯温泉町支所	午前10時~午後2時
	13日(火)	杉妻支所	午前9時30分~午後3時
	14⊟冰	信夫学習センター	午前9時30分~午後3時
	15日(木)		
	16日金		
	19日(月)	立子山支所	午前9時30分~午後3時
		大波多目的集会所	
	20日(火)	飯野支所	午前9時30分~午後3時
	21日(水)	飯坂支所	午前9時30分~午後3時
	22日(木)		
	26日(月)	信陵支所	午前9時30分~午後3時
	27日(火)	吉井田支所	午前9時30分~午後3時
	28日(水)	吾妻学習センター本館	午前9時30分~午後3時
	29日休		
	1 日金		
	4 日(月)	渡利支所	午前9時30分~午後3時
	5 日(火)	アオウゼ(MAXふくしま 4 階) 多目的ホール	午前9時30分~午後3時
	6 日(水)		
	7日(木)	清水学習センター本館	午前9時30分~午後3時
	8日金	茂庭多目的集会所	午前10時~午後2時
	11日(月)		午前9時30分~午後3時
	12日火	松川支所	
	13日(水)		
	14日休	北信支所	午前9時30分~午後3時
	15日金		

基礎資料になりますまた、申告書は市・市民の皆さんから 申告が必要な方は、 11 5 2 5 忘れずに申告をお願 ます。

待ち時間短縮のため、福島市イベント予約システムによる事前予約をご利用 予約フォーム 2月会場分 1000

予約フォーム 製作品 3月会場分▶ 高楽品



市ホームページはこちら 🏲 🎉 🎉



※事前予約をしていない場合でも、番号札配布により申告を受け付けます。 会場内の混雑を避けるため、郵送による申告にご協力ください。

ください。

申告が必要かどうか、申告方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ

《確定申告書作成会場のご案内》

2. 申告に必要なもの

に集計してお持ちください。

給与・年金の源泉徴収票

全ての方

事前集計

あった方

営業・農業・不動産収入が

給与・年金収入があった方

雑所得があった方

支払った方

寄附をした方

障がいがある方

申告する方

事前集計

社会保険料を支払った方

生命保険・地震保険料を

寄附金控除の対象となる

ご自身や扶養親族に

扶養控除、専従者控除を

医療費などを支払った方

■ところ/アオウゼ 大活動室

(曽根田町 1-18 MAXふくしま 4 階)

- ■とき/2月16日~3月15日 午前9時15分~午後4時 (土・日曜日、祝日を除く。2月25日(日)は開設)
- ※この期間、税務署内には申告書作成会場を設けてい ません。
- ※**「入場整理券」**が必要です。配布枚数には限りがあり、 なくなり次第終了します。
- ●LINEアプリで入場整理券の オンライン発行 メンライン事前発行ができます。はこちら▶ オンライン事前発行ができます。はこちら▶
- ●入場整理券の当日配布

午前8時50分~9時:1階南側入り口 午前9時~:4階南側エレベーター前

■問/福島税務署 回534-3121(代表)

税理士による確定申告期の税の無料相談会

令和5年1~12月の収入・経費・控除の金額が分かるものをお持ちください。

不備がある場合は再来場していただく場合があります。

申告者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)、通帳など口座番号が分かるもの

※平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。

給与の源泉徴収票がない方は、給与明細書など収入が分かるもの。

収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類

国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの領収書

保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書

扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)

寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など

医療費のお知らせをお持ちください。

親族が代理で申告する場合、申告者と代理人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)

収支が分かる仕入・売上などの帳簿類、必要経費の領収書などを必ず科目ごとに事前

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

あらかじめ病院ごと・治療を受けた人ごとに金額を集計して作成した明細書、または

※セルフメディケーション税制を受ける方は、明細書と健康診断の結果通知表など

※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。

所得税・相続税・贈与税など、税についての相談 ※面接相談のみ(完全予約制、相談時間30分程度)。

■ところ/福島税務相談所

福島県税理士会館内(森合町14-29)

■とき/2月14日~3月8日

午前10時~午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

- ■申し込み/2月5日側から電話予約により先着順 午前9時30分~午後4時30分 (土・日曜日、祝日を除く)
- ■問/東北税理士会福島支部 回534-3907

!ご注意ください!

以下に該当する方は、市の申告相談受付会場では受け付けできません 左記の福島税務署が開設する申告会場またはe-Tax(電子申告)をご利用ください

- ◆ 土地や建物を売った譲渡所得(国・県・市への売却を除く)がある方
- ◆ 令和 4 年分以前(過年度)の確定申告をする方
- ◆ 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)がある方
- ◆ 準確定申告の方(亡くなった方の申告)
- ◆ 株式の譲渡や損失繰越などがある方
- ◆ 青色申告の方
- ◆ 地震などの自然災害による雑損控除がある方

ふくしま 市政だより 令和6年2月号